

慶弔規程

一般社団法人粉体工学会

1. 目的

本規程は、一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）の慶弔に関する必要な事項を定めるものである。

2. 会員およびこれに準ずる者の慶弔への対応

- 1) この規程で慶弔の対象とする本会の会員は、個人会員、学生会員、名誉会員、並びに維持会員、賛助会員、事業所会員にあつては会員代表者を指す。
- 2) 本会の会員およびこれに準ずる者（元役員、会員期間が20年以上でかつ、70歳以上のものなど）が死亡し、本会に通知があつた場合、会誌会告の会員消息欄に掲載する。
- 3) 本会の現役員および評議員、前役員および前評議員の場合は、会長名で弔電を打つ。とくに本会に貢献のあつた者は、会長の判断により供花、香典、弔問することがある。
- 4) 会員外で、とくに本会に貢献のあつた者が死亡した場合、会長の判断により、2) および3) 項に準じて取り扱うことができる。
- 5) 会員の慶事については、理事会の承認により祝金等を贈ることができる。この場合は、会誌会告の会員消息欄に掲載する。
- 6) 本規定に定められていない事項については、会長の判断により取り扱い、事後に理事会に報告し承認を得る。

3. 事務局職員の慶弔への対応

- 1) この規程では、事務局職員（臨時職員を除く）の慶弔に関する事項を規定する。
- 2) 事務局職員に対し以下の慶弔の事由がある場合は、事務局職員若しくはその相続人に慶弔金又は見舞金を支給する。
- 3) 本人の結婚の場合（ただし、本会の前身である粉体工学会の勤務年数を加算できる）
 - ① 勤続3年以上の者・・・30,000円
 - ② 勤続3年未満の者・・・15,000円
- 4) 子女出産の場合
 - ① 第1子・・・20,000円
 - ② 第2子より・・・10,000円
- 5) 死亡の場合
 - ① 本人（扶養家族のある場合）・・・30,000円
 - ② 本人（扶養家族のない場合）・・・20,000円
 - ③ 配偶者・・・20,000円
 - ④ 子女・・・10,000円
 - ⑤ 実、養父母・・・10,000円
 - ⑥ 以上において、状況に応じて弔電、供花等を加えることができる。
- 6) 本人傷病の場合
引続き3週間以上の場合・・・10,000円
- 7) 重大な家屋災害の場合・・・10,000～20,000円
- 8) 特別な事情のある場合は、理事会の承認を得て上記の金額を増額することができる。

(附則)

この規程は、理事会の承認を得て、平成30年1月4日から発効する。

(付記)

平成30年2月17日 制定（理事会承認）